

# 工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資・まちづくり融資(賃貸住宅))

申請者名

工事監理者名

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。)  
(申請者が工事監理者と同じの場合は工事監理者欄の記名は不要です。)

私は、竣工現場検査の申請に当たり次表の基準に適合していることを確認しました。

基準項目	該当工法			基準の概要 (あくまで概要ですので、工事内容の確認にあたっては、機構承認住宅(設計登録タイプ)の承認内容をよくご覧ください。)	申請者 現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
	木 質 系	鉄 鋼 系	コ ン ク リ ト			
構造	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要構造部を耐火構造とした住宅又は準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること。</li> <li>構造に応じて提出された適合仕様シートに定められたとおりであること。 (耐火構造適合仕様シート、イ準耐火(1時間)構造適合仕様シート、イ準耐火(45分)構造適合仕様シート、ロ準耐火構造適合仕様シート又は省令準耐火構造適合仕様シートのいずれか。)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
接道	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
住宅の規模	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計検査申請書に記載された住宅の1戸当たりの床面積のとおり施工していること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
住宅の規格	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸住宅融資(省エネ住宅)又はまちづくり融資(賃貸住宅)の場合原則として2以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室があること。</li> <li>賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の場合原則として居住室(1つでも可)、炊事室、便所及び浴室があること。ただし、共同して利用するための適切な炊事室又は浴室を備える場合は、各戸の炊事室又は浴室を設置しないことができる。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
戸建型式 (賃貸住宅融資のみ)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>一戸建てでないこと(連続建て、重ね建て又は共同建てのいずれかであること。)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
断熱構造	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸住宅融資の場合 (フラット35S(省エネルギー性)適合仕様シートがある場合) ・フラット35S(省エネルギー性)適合仕様シートに定められたとおりであること。 (フラット35S(省エネルギー性)適合仕様シートがない場合) ・設計内容説明書、設計図書等のとおり施工されており、次のいずれかの基準に適合していること。 ①断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4以上(賃貸住宅融資(省エネ住宅)の場合) ②建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法)(賃貸住宅融資(省エネ住宅)又は賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の場合) ③断熱等性能等級3以上又は一次エネルギー消費量等級4以上(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の場合)</li> <li>まちづくり融資(賃貸住宅)の場合 (省エネルギー基準適合仕様シートがある場合) ・省エネルギー基準適合仕様シートに定められたとおりであること。 (省エネルギー基準適合仕様シートがない場合) ・断熱材の施工箇所、厚さ等が、基準に定められたとおりであること。 ・繊維系断熱材等を使用した場合は、防湿措置を講ずること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
土台	○	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁に接する土台を木造とする場合は次の各号に適合していること。</li> <li>耐久性の高い樹種を使用するかK3相当以上の防腐・防蟻処理(北海道・青森県はK2相当以上の防腐処理)を行うこと。</li> <li>土台に接する外壁の下端には水切りを設けていること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
換気設備の設置	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の炊事室、浴室及び便所には次に掲げるいずれかの設備を設けること。 ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
配管設備の点検	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>(一戸建て、連続建て又は重ね建ての場合)</li> <li>炊事室に設置される給排水その他の配管設備(配電管・ガス管を除く。)が仕上り材等により隠されている場合には、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を仕上り材等に設けていること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>(共同建ての場合)</li> <li>給排水その他の配管設備(配電管を除く。)で各戸で共有するものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
区画	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅相互間、住宅と共用廊下の間等の区画は、原則として耐火構造又は1時間準耐火構造の界床・界壁で区画し、開口部には防火戸を設置していること。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合において、スプリンクラー設備を設ける住戸は、住戸と共用部分等との間の開口部を除く。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
床の遮音構造 (共同建ての場合に限り適用)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかに掲げる基準に適合していること。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合を除く。</li> <li>鉄筋コンクリート造の均質単板スラブにあっては、厚さ15cm以上であること。</li> <li>鉄筋コンクリート造のポイドスラブにあっては、等価厚さが21cm以上であること。</li> <li>鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びポイドスラブ以外の床構造にあっては、重量衝撃音レベルが遮音等級Li、Fmax、r-65程度の遮音性能を有する構造であること。</li> <li>鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びポイドスラブ以外の床構造にあっては、評価方法基準8-1の(3)のロの①のd(相当スラブ厚さが11cm以上)に適合するものであること。</li> <li>評価方法基準8-1の(3)のイの③のaに掲げる条件を満たす場合において、同aの表3に掲げる床仕上げ構造の重量衝撃音レベル低減量(以下「<math>\Delta L</math>」といいます。))に応じ、等級換算スラブ厚が次に掲げる値以上であるもの。 ア <math>\Delta L</math>が+5dBの場合 同表の(イ)の項に掲げる等級のうち3の欄に掲げる値 イ <math>\Delta L</math>が0dB又は-5dBの場合 同表の(イ)の項に掲げる等級のうち2の欄に掲げる値</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の基準	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス付き高齢者向け賃貸住宅バリアフリー基準チェックシートに定められたとおりであること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	